患者様各位

選定療養費制度(180日超入院)について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、これまでの一部負担金以外に

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担となります。

一般病棟入院基本料(10対1入院基本料)… 1日につき 2,712円(税込み)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収は致しません。

- ◎ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎ 重症者病室に入院されている方
- ◎ 重度の肢体不自由者・重度の意識障害者(日常生活自立度ランクB以上)
- ◎ 脊髄損傷等の重度障害者
- 人工呼吸器を使用されている方
- ◎ 人工透析を週2回以上実施されている方(日常生活自立度ランクB以上) この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは受付窓口へお尋ね下さい。

なお、ご入院時に過去3ヶ月以内の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で180日に達しなくても、他の医療機関を合算して180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。